

各サービスの具体的取扱方針（共通）

- ・ 生きがい対応型訪問サービス
- ・ 軽度生活支援員派遣サービス
- ・ 生きがい対応型通所サービス
- ・ 高齢者活動支援サービス

○市規則・・・大村市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則（平成30年3月30日規則第11号の2）

①利用者の心身の状況等の把握

指定訪問サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。

※介護予防支援計画作成者が作成した実態把握票のみで行わず、適切な方法により実施すること。

②個別サービス計画の説明・同意

サービス提供責任者及び訪問事業責任者は、生きがい対応型訪問サービス計画等の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得たことが確認できるようにすること。

※説明し同意を得たことが確認できる文言にする、署名漏れがないか確認する等対応すること。

③個別サービス計画の交付

サービス提供責任者及び訪問事業責任者は、生きがい対応型訪問サービス計画等を作成した際には、当該生きがい対応型訪問サービス計画等を利用者に交付しなければならない。

当該生きがい対応型訪問サービス計画等を利用者に交付したことが確認できるようにすること。

※交付したことが確認できる文言にする、交付した日を記入する等対応すること。

④サービス提供状況等の報告

サービス提供責任者及び訪問事業責任者は、生きがい対応型訪問サービス計画等に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該生きがい対応型訪問サービス計画等に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防ケアプランを作成した介護予防支援等を行う者に報告すること。

少なくとも1月に1回は、当該生きがい対応型訪問サービス計画等に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防ケアプランを作成した介護予防支援等を行う者に報告すること。

※少なくとも1月に1回、包括支援センター等にサービスの提供状況等を報告したことが確認できるようにすること。

⑤モニタリングの実施及び報告

・当該生きがい対応型訪問サービス計画等に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該生きがい対応型訪問サービス計画等の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うものとする。

生きがい対応型訪問サービス計画等に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回はモニタリングを行うこと。

※計画期間が終了するまでに1回はモニタリングを行うこと。

※目標の達成状況等の把握を行うこと。

・サービス提供責任者及び訪問事業責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防ケアプランを作成した介護予防支援等を行う者に報告しなければならない。

モニタリングの結果を報告したことが確認できるようにすること。

※④の報告とは異なること。

※報告日を記載する等対応すること。